

●香川県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成31年3月15日から同年4月5日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 三木寒川線（279号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町井戸566番1地 先から	前	11.4~18.1	71	香川用水二期農業水利事業による仮道の撤去
木田郡三木町井戸1235番2地 先まで	後	8.3~12.0	71	